

教育支援教室等利用者支援事業補助金

※要保護・準要保護世帯のみ対象となります。

【申請・交付の流れ】

前橋市立小中学校に在籍している場合

【申請書の入手方法】

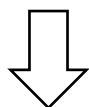
- (1) 市のHP、すぐる、グーグルクラスルームなどからダウンロードする。
- (2) 在籍校、教育支援教室から直接受け取る。



申請書（様式1・様式4）に必要事項を記入し、
【フリースクールに通う場合】施設が作成した月ごとの通所記録を添付し、在籍校に提出する。
【教育支援教室に通う場合】教育支援教室または在籍校に提出する。※通所記録の提出は不要



提出を受けた在籍校・教育支援教室が、申請書及び通所記録を青少年支援センターに提出する。
申請月の20日必着。

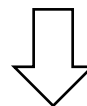


青少年支援センターにて、提出された申請書類等の調査及び審査を行い、交付の可否等について決定し、通知します。
書類の審査からお支払いまで最長2カ月程度かかります。

前橋市在住で、前橋市立小中学校以外の学校に在籍している場合

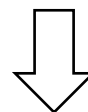
【申請書の入手方法】

- (1) 市のHPからダウンロードする。
- (2) 教育支援教室から直接受け取る。



申請書（様式1・様式4）に必要事項を記入し、施設が作成した月ごとの通所記録を添付し、青少年支援センターまで郵送にて提出する。
申請月の20日必着。

※教育支援教室に通う場合は、通所記録の提出は不要



申請書等の様式

- 【様式1】 交付申請書兼誓約書兼実績報告書
- 【様式4】 補助金交付請求書